

平成29年度 包括外部監査（平成30年3月26日報告） 【指摘事項】

テーマ：生活保護に係る事務の執行

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 生活支援課	VI 生活保護費の費用返還及び費用徴収について 3 法第63条による返還一覧表 (1) 年金及び過年度年金の遡及分 生活保護制度は、今ある資力を使用しても足りない分を扶助する制度であるので、平成26年12月、年金受給が判明した段階で特別支給の老齢厚生年金遡及分を請求すべきであった。ちなみに、この年金は60歳から受給しても65歳からの年金額に変更はない。	措置（完了）	特別支給の老齢厚生年金遡及分につきましては、平成29年1月に受給となり、適正に事務処理を行いました。 今後も引き続き受給資格があることが判明した場合、生活保護制度の趣旨を十分説明し、速やかに年金受給の申請手続きを行わせるよう指導してまいります。  平成31年1月24日措置通知 市長

平成29年度 包括外部監査（平成30年3月26日報告） 【意見】  
 テーマ：生活保護に係る事務の執行

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内容
1 生活支援課	<p>Ⅲ 相談及び申請状況                      年金を受給できる年齢になっても収入として年金収入を上げていない相談者もいる。                      年金事務所等へ行って年金の情報を確認させる必要がある。</p> <p>亡父名義の土地建物を所有しているものが2件、亡夫名義の土地建物を所有しているものが1件あった。                      生活保護は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを前提に実施される必要がある。そのため、所有している者の名前に名義を変更する必要がある。</p>	<p>措置（完了）</p> <p>対応状況</p>	<p>年金受給情報の確認については、令和元年12月から、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定に基づく情報照会端末利用により、日本年金機構に対し、随時、年金情報照会が可能となりましたので、受給資格があることを確認できた場合は年金請求を指導しております。                      また、生活保護申請に至らなかった相談者につきましては、年金事務所での相談予約を案内し、受給資格の確認等、年金受給に繋がるよう手続きについて助言を行ってまいります。</p> <p>令和2年12月25日措置通知 市長</p> <p>土地建物の名義変更が必要な資産については、関係者による相続手続きが円滑に行われない案件もあり、対応に苦慮するところではありますが、生活保護法第4条（保護の補正性）に則り、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを前提に、日本司法支援センター（法テラス）等の専門家の助言を踏まえ、適宜、生活保護受給者に対し、土地建物を所有者名義に変更するよう助言しております。</p> <p>令和2年12月25日対応状況報告 市長</p>
2 生活支援課	<p>Ⅳ 資産の活用について                      1 生活保護法における資産                      郡山市は、保護を廃止すれば処分すべき資産として指導したものを管理していない。今までは、保有を認められない自動車などは管理していたが、今後は保有を否認された農地を対象に加えて管理する必要がある。</p>	<p>措置（完了）</p>	<p>債権確保の観点から、生活保護廃止後5年間においては、保有を否認された農地等の不動産を生活保護受給者の資産管理台帳の対象に加えました。</p> <p>平成31年3月27日措置通知 市長</p>
3 生活支援課	<p>生活保護法は、その利用し得る資産を活用して最低限度の生活の維持をすることを要件としているが、居住用資産があれば住宅扶助がかからないため保護費削減が可能となる。被保護者も自立する場合に家賃はかからないので自立助長に繋がる。しかしながら、固定資産税は免除されており、借地に居住用資産がある場合は、借地料が住宅扶助となっており、修繕費なども支出されている。</p> <p>居住用資産については、郡山市の場合は固定資産税評価額1,970万円まで保有が認められる。自動車などは原則保有が認められず、法第63条の保護費の返還や法第78条による徴収などをみると、百円単位の少額な被保護者の収入が返還、徴収されていることを考えると、保有が認められる居住用資産の金額が大きいと思われる。</p> <p>保有が認められると、活用すべき資産はないことになり、保護費の返還、徴収もなくなり、相続の場合は何の負担もなく相続される。</p> <p>要保護者世帯向不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ制度）を利用させることによって活用させることとされているが、稼働年齢を過ぎた65歳から利用可能なほか、条件があつて郡山市の利用実績はない。</p> <p>郡山市の持ち家保有率は、国勢調査基本統計結果によると平成22年次は56.5%である。平成28年の被保護世帯数は2,588世帯で、固定資産税評価額500万円以上の居住用資産は8件で、そのうち3件は被相続人の名義のままである。借地に居住用資産を有している者は35世帯である。生活保護世帯の持ち家の比率は低いと思われるので、持ち家を所有している世帯を優遇することなく、保有を認めない資産とする制度にするよう検討をすべきである。</p>	<p>対応状況</p>	<p>生活保護受給者の居住用資産の保有については、厚生労働省社会・援護局長通知（昭和38年4月1日 社発第246号）において、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合を除き、保有を認めることとなっており、これに基づき業務を執行しているところであります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>

4	生活支援課	2 リバースモーゲージについて リバースモーゲージは、所有権は申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資産の貸付を受ける場合は共有可）、抵当権は設定されていないなどが条件となっているが、リバースモーゲージを回避しようとして所有権の一部を知人、親族に譲渡したり抵当権を設定されたりする可能性がある。この対処方法を決めておく必要がある。	対応状況	生活保護開始時に資産等あらゆる能力を活用することに加え、資産の譲渡等がある場合は届出をすること、また、保有を認められない資産があるのに活用又は処分を行わないときは指導・指示を行い、この指導・指示に従わない場合は、生活保護を停止又は廃止することがある旨を記載しているパンフレットを配布し説明しており、この周知についてこれまで以上に徹底してまいります。  平成31年3月27日対応状況報告 市長
5	生活支援課	3 被保護者と資産について (1) 被保護者が本人名義の高額な居住用資産を保有している案件 固定資産税及び都市計画税は、名寄帳より計算すると66,400円であり、免除されている。 保護開始時（平成23年）のケース診断会議基準額は前掲のとおりである。 $(145,980 + 39,000) \times 12 \times 10 = 22,197,600$ となっており、保有が認められている。部屋数に余裕があり、間貸しの検討をするとともに、当時55歳であったため65歳になったらリバースモーゲージの利用を検討するようにとある。 次官通知によると、最低限度の生活維持に活用されているか、保有することによって生活維持及び自立の助長になっているかが保有を認める要点となるが、6年間も保護を受けている。65歳に達するまでもなく保有を認めない資産とすべきである。	対応状況	厚生労働省事務次官通知（昭和36年4月1日 厚生省発社第123号）、同省社会・援護局長通知（昭和38年4月1日 社発第246号）それぞれにおいて、処分価値が利用価値に比べて著しく大きいと認められる場合は、保有は認められておらず、最低限度の生活の維持のために活用させることとなっておりますが、当該ケースの居住用資産は、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効が上がっているものとして、通知においてその保有が認められております。 なお、当該生活保護受給世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸し等により資産活用を図るようと同通知にて示されていることから、必要に応じて指導してまいります。  平成31年3月27日対応状況報告 市長
6	生活支援課	所有者が亡父や亡母などとなっている。生活保護は、その利用し得る資産を最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるため、資産の保有を明確にしておく必要があり、日本司法支援センター（法テラス）などを利用させ、所有者を明確にする必要がある。	対応状況	所有者が生活保護受給者名義となっていない土地、建物については、関係者による相続手続きが円滑に行われない案件もあり、対応に苦慮するところではありますが、これまで以上に日本司法支援センター等の専門家の助言等の協力のもと、速やかに生活保護受給者に名義変更を行うなど、所有権を明確にするよう助言及び指導してまいります。  平成31年3月27日対応状況報告 市長
7	生活支援課	(2) 被保護者が借地に居住用資産を保有している案件 借地権付きの居住用建物については、リバースモーゲージの対象にはならず、また、地代は住宅扶助の対象となる。建物も経年劣化により修繕費がかかり、市も修繕費の基準は12万円とし、特別な場合は特別基準として18万円まで認めている。また、介護が必要な場合は改修費として20万円まで認めている。地代や修繕費を考えると、家賃よりも高くなる可能性も考えられる。市営住宅などに引っ越ししてもらい、居住する建物等を処分することも検討すべきである。	対応状況	高齢の生活保護受給世帯等が居住する建物で経年劣化等により住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住に耐えかねないと認められる場合には、住宅扶助限度額内で公共住宅（市営住宅・県営住宅等）を含めて新たに居住地を確保した場合、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（昭和38年4月1日 社保第34号）により、転居費用として敷金及び家財道具等の引越し費用の扶助を行っているところであり、今後ともその必要性について注意してまいります。  平成31年3月27日対応状況報告 市長
8	生活支援課	(3) 相続手続きをしていない案件 相続手続きを進めるように被保護者に口頭で指導をするだけでは不十分であると思われるので、法テラスなどを利用して遺産分割協議、相続登記を進めるべきである。	対応状況	現在、生活保護受給者に対して、日本司法支援センター等を利用して、専門家を介して遺産分割協議及び相続手続き等を進めるように助言及び指導を行っており、これまで以上にその活用を進めてまいります。  平成31年3月27日対応状況報告 市長

9	<p>生活支援課</p> <p>(4) 債務を負担している被保護者に保護を開始した案件  受給する保護費から消費者金融の債務を返済することになれば問題があるため、法テラスへの相談を促し、早期に負債の整理を進めるべきである。場合によっては債務整理により過払金を得ることもあるがその場合には収入認定することになる。</p> <p>また、被保護者に対して面談時に指導をしているのであればその内容をケース記録に記録として残す必要がある。</p> <p>さらに、消費者金融の負債がある者に対して保護開始した場合には、保護開始後も定期的に債務の状況を把握し保護費を債務の返済に充てられていないか確認することが必要である。</p>	対応状況	<p>現在、生活保護開始前に債務があることが判明している生活保護受給者に対しては、訪問面接調査時に日本司法支援センター等の専門家への相談を通して債務整理を行うよう助言し、その内容等もケース台帳に記録として残すなどの対応をしており、また、消費者金融の負債がある生活保護受給者については、生活保護開始後の定期訪問時の聴き取り等において債務状況の把握に努め、保護費を債務の返済に充てることがないように指導しているところであり、今後とも注意して指導してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
10	<p>生活支援課</p> <p>V 扶養義務の取扱いについて  1 扶養義務者について  扶養義務者からは、金銭的援助は可能か、精神的支援は可能か、緊急時対応可能かについて返答を得ている。しかしながら、ほとんどの場合は金銭的援助不可となっている。被保護者の被相続人（例えば父、母等）の財産については資産の状況を記載させているが根拠となる名寄帳などが添付されていないので十分とは言えない。相続が発生し、被保護者が相続人となる場合、法第63条の費用の返還にもあるように相続財産は市に返還させられる。したがって、相続人間では要保護者に財産を相続させないことも考えられる。このため、扶養義務者、特に推定相続人に知らせておく必要がある。法第63条の債権のうち、相続を原因とするものは概ね法定相続割合を相続しているものと思われるが、ケースワーカーは、相続税法の知識を身に付ける必要がある。</p>	対応状況	<p>職場内研修の一環として専門家を講師に招き、相続についての研修会を開催することにより、一般的な知識の習得に努めました。</p> <p>今後においても、各種研修会等の開催を通して、相続等を含めた生活保護業務全般の知識及び制度の理解を深めてまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
11	<p>生活支援課</p> <p>VI 生活保護費の費用返還及び費用徴収について  1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて  上記費目すべてについて自立更生の費用と言えるかは社会通念上疑問である。恣意性が介入しないように「自立更生」について具体的に定義付けをしておく必要がある。</p>	対応状況	<p>厚生労働省社会・援護局保護課長通知（昭和38年4月1日 社保第34号）において、生活保護受給者の自立更生のための用途に供される額の認定基準については、当該金銭支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考える時に収入として認定するよりも、自立更生計画にあてさせるべく収入認定除外した方が、当該世帯の自立の目的に沿う考え方のもと、返還額からの控除の項目が示されており、今後は具体的な定義付けについて、他市の状況も調査しながら検討してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>

12	生活支援課	措置 (完了)	<p>法第78条の2第1項に基づく保護金品と調整する金額の上限額については、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成24年7月23日 社援保発0723第1号）において、生活保護受給世帯の世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営が委ねられていることから、単身世帯であれば、5,000円程度、複数世帯であれば1万円程度を上限の目安とし、加算の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないことが示されております。</p> <p>なお、上限額の目安につきましては、地方分権改革に関する提案制度にて、本市が中心になり、保護金品等の調整時における上限額の弾力的運用を内閣府に提案し、生活保護の実施機関が生計状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、本人同意のもと保護金品と調整する金額に関して柔軟な対応が可能となるよう制度改正され、平成30年9月28日付けで通知されたところであります。</p> <p>平成31年3月27日措置通知 市長</p>
13	生活支援課	対応状況	<p>生活保護に関する不正事案については、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成18年3月30日社援保発第0330001号）において、生活保護制度全体への国民の信頼を損なうことにも繋がりがなく、特に悪質なケースについては、厳正な対応が必要であることが示されております。</p> <p>告訴等の措置をとるかどうかは、その社会的影響も考慮することが必要であるため、個別事案に応じてその必要性がある場合は、関係部局間の連携を図るとともに福祉事務所長を筆頭とするケース診断会議を開催して決定してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
14	生活支援課	措置 (完了)	<p>3 第63条による返還一覧表</p> <p>法第63条の債権は、法第78条にする債権のように保護金品と相殺して返還する規定がないため保護金品は支給し、法第63条の債権は納付書により支払ってもらっている。金額が小さい場合は、相殺したほうが事務費の削減になる。相殺できるような制度ができるようにしたほうがよいと思われる。</p> <p>急迫の場合等において資力があるにもかかわらず生活保護を受給した場合、生活保護法第63条に基づき受けた保護費の範囲で返還することになっております。</p> <p>今までは返還額と保護費との調整を行う規定が存在しなかったことから、生活保護受給者が金融機関への窓口納付を行う手間や、振り込み忘れ等が生じておりましたが、平成28年度の内閣府の地方分権改革に関する提案制度により生活保護法第78条の2が改正され、平成30年10月1日以降に支払われた保護費については、保護金品の一部を徴収金に充てる旨を申し出た場合で、当該生活保護受給者の生活維持に支障がないと認められた場合には、徴収金を徴収することができることとなりました。</p> <p>平成31年3月27日措置通知 市長</p>

15	生活支援課	対応状況	<p>(1) 年金及び過年度年金の遡及分 年金の過年度遡及分については、金額も大きくなり保護開始前に調査すべきものと思われるが、保護期間中に年金過年度遡及分が判明したときは、市が代理受領できる制度の創設が望まれる。 保護を開始する場合や年金等の変更がある場合は、生活困窮者の不安定な心理状況を考慮し、要保護者や被保護者と年金事務所や国民年金担当課に同行して年金の情報を確認し、過年度年金遡及分があるならばその場で手続をさせ、金額によっては社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の緊急小口資金の融資を紹介し、間に合うようなら保護を開始すべきではない。法第63条債権は、資産はあるが換金できない資産なので保護をしておいて、換金できたときに保護費を返還してもらおう制度である。過年度年金遡及分を確認しない保護の開始は本趣旨に反する。</p> <p>年金遡及分の代理受領については、国において支給要件が定められているため実施が困難であり、また、年金事務所等への同行や社会福祉協議会の緊急小口資金の融資の紹介については、必要に応じて行っているところでありますが、今後とも注意してまいります。 なお、生活保護の開始は、生活保護法第25条の規定により「急迫した状況にあるときは、すみやかに保護を開始しなければならない。」とされており、また、同法第63条の規定により「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品を返還しなければならない。」と定められております。 年金の過年度遡及分の確認については、十分注意してまいります。以上の理由から事案によっては、生活保護開始後に確認せざるを得ないこともあり得る制度となっております。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
16	生活支援課	措置(完了)	<p>年金受給権の時効（5年）、被保護者が遡及年金を請求する前に死亡した場合などを考えると、年金収入を漏れなく把握する手段を検討する必要があります。 年金事務所に要保護者とケースワーカーが同行し、年金支給日、年金額、過年度遡及金などを把握する必要があります。</p> <p>生活保護の開始申請に係る調査においては、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答の方法により実施しておりますが、令和元年12月から、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定に基づく情報照会端末により、日本年金機構に対し、随時、年金情報照会が可能となりましたので、これにより受給状況を把握しております。</p> <p>令和2年12月25日措置通知 市長</p>
17	生活支援課	対応状況	<p>(2) 保有が認められない自動車の売却収入 公共交通機関があっても利用者も少なく運行回数が少なかったりする。処分金額も小さく就労を条件としないで125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車と同様の就労を条件としない扱いとすべきと思われる。</p> <p>自動車の保有については、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（昭和38年4月1日 社保第34号）において、生活保護受給世帯の状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められるものであることが示されており、就労に関して何ら条件を付さない取扱いをすることはできませんが、自動車の保有容認のあり方については、他市の状況を調査して検討してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
18	生活支援課	対応状況	<p>(3) 相続財産等の収入 ケース記録票によれば、長男が交通事故で死亡し、独身であることが分かっているので保険金の入金が予想され、長男の財産は母が相続することも分かっているため、早い段階で保護の廃止が可能であったと思われる。</p> <p>当該生活保護受給者はこれまで親族等の扶養義務者とは交流が少なく、交通事故により長男が死亡した事実を知らされていない状況を考慮すると、交通事故による賠償金収入の予見は難しく、また、亡母の相続財産の存在については、亡母の成年後見人から報告を受けて始めてその事実を知ったために、早い段階での予見は困難な状況であり、より早い保護の廃止は難しい状況でしたが、相続に関する状況の把握については、これまで以上に注意してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>

19	生活支援課 (5) その他の事例 ② 息子が強奪案件 本件は、世帯主は市へ返金する意思はあったが、世帯の一員である長男が世帯主の通帳を強奪したため返金が不能となった。世帯主と連絡を密にし、入金直後に市へ返金してもらえば防げる案件であった。 すなわち、平成27年11月、12月及び1月に世帯に入金があったが、それを市へ申告したのは平成28年2月及び3月であった。その間2か月程度間隔があり、その間に世帯主の息子が世帯主から通帳を強奪した。 世帯主の長男が強奪する前に、預金を確保すること、例えば、入金日に世帯主と同行して銀行に向かう等、対応できることがあったと考えられる。	対応状況	当該生活保護受給世帯の生活保護法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、児童扶養手当や年金の遡及入金分が通帳等で即日現金化できる状態にあったことから、世帯主と入金情報を密に連絡を取り合い、速やかに返還処理を進める必要がありました。 このことから、生活保護受給世帯に対し、収入についての変動があった場合は、速やかに当方にその旨を届け出る必要性について周知徹底を行うとともに、生活保護受給世帯の入金情報の把握に努め、担当職員が金融機関へ同行するなど、適時・適切に対応してまいります。  平成31年3月27日対応状況報告 市長
20	生活支援課 ④ 保有が認められない資産が農地である事例 活用できる資産（保有が認められないので処分して今までの保護費に充当）は、土地、建物は具体的に地目や所在地、面積を表記すべきである。また、保有を認める資産については記載されていないが、記載したほうが良いと思われる。ただし、保有を認める資産についても保護が長期化し、高齢となった場合においては活用できる資産とする場合がある旨も併せて記載したほうがよいと思われる。	対応状況	今後においては、活用できる資産を生活保護受給者に通知する場合には、生活保護法第63条の適用通知書により、土地及び建物の地目・所在地・面積を表記すると共に、保有を認める資産につきましては、生活保護開始決定に伴う初回の保護費支給時に、生活保護受給者に対し保有を認める説明を行うよう徹底してまいります。 また、生活保護受給者が65歳以上の高齢となった場合は、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度（リバースモーゲージ）が該当する可能性もあることから、概要及び制度利用の可否について、説明することについても徹底してまいります。  平成31年3月27日対応状況報告 市長
21	生活支援課 法第4条は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」と言い、法第63条はこれを「資力」と言っている。生活保護法第63条の適用に係る通知（様式例1）は「活用できる資産及び資力から収入を得る」と言っているため、言葉に食い違いがあるように思われる。 また、相続財産は資産と思われるが法第63条の債権とみているので、「その他あらゆるもの」になっている。交通事故の賠償金については、「その他あらゆるもの」になっているが、これらは法第63条の適用になることを明記しておくべきである。	対応状況	様式例1の内容である「資産」を「資力」と訂正し周知しました。 生活保護法第63条の通知発送の際には、根拠条文を記載しており、交通事故の賠償金等のその他の詳細な事柄については、パンフレットにより説明しているところであります。交通事故の賠償金も含めて生活保護法第63条に該当する項目記載を通知文に加えることは、スペースの関係もあることから、現在のパンフレットで説明する方法で行ってまいります。  平成31年3月27日対応状況報告 市長
22	生活支援課 4 法第78条による徴収一覧表 勤労を促進する制度と考えられるが、基礎控除は法第78条による徴収にも適用すべきである。所得税の世界でも、給与所得控除が認められ、この控除は勤労者の概算経費である。 さらに、次官通知、局長通知によれば、未成年者（20歳未満の者をいう。）については、その者の収入から月額11,400円控除することとされている。 また、新規就労控除も月額11,260円控除することになっている。これらの控除も法第78条による徴収には適用されない。これらの控除について、法第78条による徴収にも認めるべきではないかと思われる。	対応状況	厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け）において、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適性に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって意図的に事実を隠蔽し、収入の届出を行わず不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」ことが示され、現時点ではこの事務連絡に基づき事務処理を行っております。  平成31年3月27日対応状況報告 市長

<p>23</p> <p>生活支援課</p>	<p>(1) 年金不正受給案件</p> <p>未申告であった個人年金収入は、平成27年12月までの収入4,460,003円、繰上支給された個人年金収入は平成28年4月18日収入の6,745,652円である。対象となる保護費は8,026,784円及び289,454円である。4,749,457円を法第78条債権としているが、289,454円は法第63条債権である。個人年金繰上給付6,745,652円は本人の収入として保護廃止となっている。</p> <p>一方、繰上給付分は本人の収入として保護廃止となっているが、父親が支払ったものであり、父親の収入とも考えられる。法第77条（費用等の徴収）を適用し、父親は扶養の義務を履行できるとし、協議して返還額を決めることとすべきであった。</p>	<p>対応状況</p>	<p>当方へ未申告であった個人年金収入額については、世帯主と父の収入を区別する必要がある「未申告であった個人年金収入」と、全額世帯主の収入である「遡及支給分の個人年金収入」に分けて費用徴収額を精査し、未申告の状態が長期間続くなど悪質性が高いことから、全額生活保護法第78条を適用したものであります。</p> <p>「未申告であった個人年金収入」についての年金収入額は、時効により遡及対応可能な平成23年7月から平成27年12月までの4,460,003円、返還対象となる保護費は平成23年7月から平成28年1月までの8,026,784円であり、年金収入額が返還対象となる保護費を下回っているため、収入の全額である4,460,003円を生活保護法第78条の費用徴収額としたものであります。</p> <p>また、「遡及支給分の個人年金収入」についての年金収入額は、本人が平成28年1月18日に受領した6,745,652円、返還対象となる保護費は平成28年2月から平成28年3月までの289,454円であり、年金収入額が返還対象となる保護費を上回っているため、返還対象となる保護費全額にあたる289,454円を生活保護法第78条の費用徴収額としたものであります。</p> <p>父に対して法第77条の費用徴収を求めるかについては、父への聞き取りの中で確認した、父の資産及び収入状況等から、父による扶養義務の履行が困難であると判断し、個別の検討は行わなかったものであります。</p> <p>今後、同様のケースが発生した場合で、生活保護受給者に対して扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、生活保護法第77条の規定適用を検討する等、適切な対応に努めてまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
<p>24</p> <p>生活支援課</p>	<p>(2) 年金収入の確認手段について</p> <p>1年に1回の課税調査で不正受給を把握しているが、早期に発見するため定期訪問時に通帳を確認することを検討すべきである。</p> <p>年金事務所との連携、予め年金受給権の発生時期を漏れなく把握しておき再確認することなどが考えられる。</p> <p>不正受給に気付くのが遅れた場合、既に消費され一括返済が困難という状況に陥ることが懸念される。</p> <p>生活保護受給者については、年金事務所に生活保護受給中である旨登録して、支給開始時に速やかに報告を受けるなど年金受給権の把握方法を検討することが必要と考える。</p>	<p>措置 (完了)</p>	<p>生活保護受給者の収入状況については、課税調査のほか、定期訪問時において、適宜、通帳等を確認し、収入未申告による生活保護費の不正受給の防止に努めておりますが、年金収入については、令和元年12月から、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定に基づく情報照会端末により、日本年金機構に対し、随時、年金情報照会が可能となりましたので、これにより収入状況の把握を行っております。</p> <p>令和2年12月25日措置通知 市長</p>



25

<p>生活支援課</p>	<p>(3) 不正受給の常習者への対応について 計6回の不正受給は悪質であり、法第78条の40%以下の金額上乘せを検討すべきである。 また、法的手続（告訴）も検討すべきであり、悪質な不正受給の常習犯に対しては法律に則った対応をすべきである。 なお、問答集13-23によれば、未償還残2,968,009円は、勤労収入の基礎控除は不正受給のため適用されない。</p>	<p>対応状況</p>	<p>徴収金への加算については、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成24年7月23日 社援保発0723第1号）において、「①収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき ②過去に保護費の不正受給を繰り返し行い、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき ③不正受給期間が長期にわたるものであるとき、または、不正の事実発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すことも合わせて考慮すること」と示されており、今回のケースにおいては、生活保護受給者より自ら収入等の申告書の申出があり、当方の調査に協力的で不正受給期間も短期間であったことなどから判断し、徴収金に100分の40を乗じて得た額以下の金額の加算の適用には至りませんでした。今後、通知に基づき徴収金への加算が必要な場合は、適切に対応してまいります。</p> <p>不正事案に対して告訴等については、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成26年4月1日 社援保発0401第1号）により生活保護法第85条の構成要件である「①不実の申請その他不正な手段を用いたこと ②、①によって保護を受け、または、他人をして保護を受けさせたこと ③本条に該当する行為について刑法に正条がないこと」となっており、必要に応じて当該条文の適用を検討すること」と示されており、今回のケースにおいて、その構成要件該当性や悪質性等を踏まえて組織的に判断し、告訴を見送ったものであります。今後、通知に基づき適切に対応してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
--------------	---	-------------	--

26

<p>生活支援課</p>	<p>(4) 相続財産未申告及び費消案件 郡山市福祉事務所では保護開始時点（平成28年2月5日）で亡母の遺産として預貯金420万円の存在を認識していた。しかし、同年6月に妹の相続放棄により遺産相続した直後の8月に本人が来所し、当該遺産をほとんど費消してしまったとの申し出があった。生活保護制度の枠組みではこのような費消行為を防止することは難しいと思われる。また、費消の事実については、競馬等により使用したという本人の供述のみであり信憑性に乏しいものであるが、生活保護制度の枠組みでは強制的な調査が出来ない。 法第78条の適用にかかるケース診断会議では、①法第78条の適用及び徴収金の確定について、②徴収方法についての検討はなされているが、保護の停止又は廃止、100分の40を乗じた額の徴収についての検討がなされた形跡はなかった。 不正受給を行い自らの遊興費に費消しながら、なんらのペナルティもないことは問題であると思われる。法第85条による罰則規定を適用し、告訴することも検討すべきである。</p>	<p>対応状況</p>	<p>生活保護法第85条の罰則規定の適用については、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合や偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受けた場合が規定していることから、今回のケースの罰則規定の適用は考えておりません。</p> <p>また、告訴の検討については、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成26年4月1日 社援保発0401第1号）より生活保護法第85条の構成要件である「①不実の申請その他不正な手段を用いたこと ②、①によって保護を受け、または、他人をして保護を受けさせたこと ③本条に該当する行為について刑法に正条がないこと」となっており、必要に応じて当該条文の適用を検討することになっております。</p> <p>本ケースにおいては、平成28年8月に生活保護受給者が来所し、亡母の遺産として自ら預貯金の収入申告、費消した使途の明細等の提出等、収入実態調査におきまして当方への協力姿勢が見られたことから、規定の構成要件該当性や悪質性等を踏まえて組織的に判断し、告訴を見送ったものであります。結果として適切な納付に結びつかないことから、今後、同様の事案が生じないように、相続財産等について適時・適切に確認してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
--------------	---	-------------	---

27	生活支援課 <p>法第63条によると「被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは」とあるが、この資力は早急に換金化できない資力であり、母が死亡し母の預金があるのがわかっている場合、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するとなっており、母の預金は相続人のものである。</p> <p>保護の開始の要件に合致していない。</p> <p>さらに、病気で入院、手術することが決まっているので、国民健康保険や高額医療制度を利用すれば本人の負担も少なく済む。</p> <p>相続人に妹がいたため遺産分割ができず換金できなかったが、妹と遺産分割をし、資産がなくなってから保護申請する措置をとることを検討すべきであった。</p>	対応状況	<p>本ケースでの生活保護申請に伴う実態調査において、亡母の遺産として預貯金の存在及び申請者本人の外にもう1人の相続人である妹の存在を確認していましたが、妹と連絡がとれないために、戸籍の追跡調査を実施し、調査にて判明した妹の住所地へ連絡書を送付いたしました。</p> <p>また、亡母の通帳と印鑑を所持している従兄弟（亡母の葬儀も従兄弟が喪主となり執行）においても妹の所在については認識しておらず、従兄弟より司法書士に依頼して相続手続を進めるとの話がありました。</p> <p>このことにより生活保護の開始申請に係る調査において、亡母の預金を換金化する方法がなく、一切の収入がないことなどから生活保護の開始決定となったものでありますが、今後、相続人等の関係者への連絡等について留意してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
28	生活支援課 <p>5 保護の停止及び廃止について</p> <p>資産及び収入の状況の虚偽の報告をした場合は、保護の変更、停止若しくは廃止をすることができることとされている。</p> <p>法第78条の費用の徴収の中には、保護の停止、廃止を検討すべき案件もある。保護の停止、廃止の基準を作り、虚偽報告または収入の不正使用を予防すべきである。</p>	対応状況	<p>生活保護受給者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、その旨を届け出ることになっており、届け出ない場合は、生活保護法第27条により「生活保護受給者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」ことから、資産及び収入について虚偽の報告をした場合には、ケース診断会議を通して指導及び指示を行い不正受給の防止に努めております。</p> <p>また、厚生労働省社会・援護局長通知（昭和38年4月1日 社発第246号）に示されております13項目により生活保護受給者が指導指示に従わなかったときは、必要に応じて所定の手続きを経たうえで当該生活保護受給世帯に対する保護の停止、廃止を行っているところであり、今後もこの通知に基づき事務を執行してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
29	生活支援課 <p>Ⅶ 医療扶助について</p> <p>3 重複受診・頻回受診</p> <p>郡山市では、他法・他施策の医療制度適用の可否について、保健師が指定医療機関より提出された医療要否意見書の内容を嘱託医の審査前の時点で確認しており、レセプト審査担当嘱託職員がレセプトチェックの時点で確認している。また、重複受診・頻回受診についてはレセプト審査担当嘱託職員がレセプトチェックの時点で確認している。しかしながら現在の郡山市の福祉事務所の体制では保健師及びレセプト審査担当嘱託職員が1人ずつであり後任者もおらず、ノウハウの承継体制が整備されていない。</p> <p>よって、担当者の更なる補充や後任者の育成により複数体制としてチェック体制の継続性を担保すべきである。</p>	対応状況	<p>医療扶助における他法・他施策の医療制度適用の可否及び重複受診・頻回受診については、現在、保健師による医療要否意見書の審査及びレセプト審査担当嘱託職員によるレセプト審査に加え、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成27年3月31日 社援保発第0331第16号）にある「電子レセプトシステム活用によるレセプト点検」を医療扶助担当者が行うことでチェック体制を強化したところであります。</p> <p>また、今年度においては、レセプト審査については、ノウハウ継承を目的に後任者の育成のため、二人体制で業務を実施しているところであります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>

30	生活支援課	6 医療費の高額化 郡山市の福祉事務所には、医療要否意見書が送付されているが、治療を行う医師の判断を尊重しなければならないとも思われるものの、高額な医療費が続くこと、手術などの高度な医療行為が続くこと、被保護者が単身世帯や扶養を放棄された者もいると思われるので、嘱託医、保健師を交えた被保護者の体力を考えた医療要否意見書の検討会議があるべきである。場合によっては、嘱託医を交えた指定医療機関に対する個別指導の対象とすることも検討すべきである。	生活保護法の医療扶助における指定医療機関の診療方針及び診療報酬については、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例に扱い、その趣旨に逸脱していないかについては、保健師、レセプト審査嘱託職員及び医療担当職員が医療要否意見書等を審査しており、また、医科一般及び精神科における計4名の嘱託医が医学的観点も含めて医療要否意見書及びレセプトを審査し、適宜担当ケースワーカー等に対して必要な助言指導を行っております。 なお、毎年、社会保険診療報酬支払基金から生活保護者に係る医療機関別統計資料の提供があり、当該資料中に「生活保護受給者以外の請求点数に比べて生活保護受給者のレセプト1件当たりの点数が高い医療機関等一覧表」の提供があることから、これまで以上に、当該名簿をもとに、「生活保護者に対し過剰な医療が提供されていないか」を確認し、適宜、嘱託医とともに個別指導を行ってまいります。  平成31年3月27日対応状況報告 市長
31	生活支援課	医療費の高額化に関しては、生活習慣病の重症化予防等による健康管理支援を通じ、健康状態の維持・改善により医療費の軽減化を図ることを目的とし、毎年郡山市が行っている特定健診の受診促進を図るため、対象者である40歳以上の生活保護受給者に通知文を送付している。受診した特定健診の判定結果が要指導となっている対象者のうち、保健師が特に指導が必要な者を選定し、血圧、体重及び腹囲の測定並びに栄養、運動及び生活全般の保健指導を行い、次年度の健診結果において検査値が改善しているか確認していくサイクルを平成27年度から確立している。しかしながら、現在の郡山市の福祉事務所の体制では保健師が1名となっているため、要指導対象者における保健指導対象者の件数を上げるために、市役所内の他部門に在籍する保健師の配置転換や新規採用により最低でも保健師3人体制を目指すべきである。 また、ケースワーカーが生活保護受給者宅へ訪問した際には、国と郡山市が負担している医療費の金額についての認識を持ってもらい、必要かつ適切な受診が行われるように助言・指導を徹底すべきである。	厚生労働省は生活保護法を見直し、新たに「健康管理支援事業」を創設し、平成33年1月から施行されることとなり、各福祉事務所では対象者に生活習慣の指導・必要な医療受診勧奨をしていくことが定められたところであります。 本市では平成27年度より保健師1名を配置し、生活習慣の指導・必要な医療受診勧奨を行ってまいりましたが、健診受診者及び要指導対象者の増加や国の動向にも対応するため、保健師の増員についても課題の一つと考えております。 また、自身に要している医療費への認識が乏しい被保護者については、本人の毎月のレセプト請求額や後発医薬品使用原則化通知等をもとに、医療費の金額について正しい認識を持ってもらうよう助言・指導を行っております。  平成31年3月27日対応状況報告 市長

<p>32</p> <p>生活支援課</p>	<p>7 往診の妥当性 あん摩・マッサージ及びはり・きゅうの医療扶助について、ほとんどの場合に往療料が施術料よりも高額となっている。そもそも往診を必要とするケースかどうか、もっと近隣の指定医療機関の利用が可能ではないかどうかの検証が必要である。</p>	<p>対応状況</p>	<p>生活保護におけるあん摩・マッサージ及びはり・きゅう等の施術は、医療扶助の一環として治療上不可欠であるものに対してのみ給付対象となりますが、施術の給付可否意見書にて必ず医師の同意及び意見を得ており、さらに、往診の必要性については、施術の給付可否意見書中に「歩行困難な状況や理由」等を医師に記載させ、嘱託医審査を受けているところであります。</p> <p>また、近隣の指定施術機関利用について、医療扶助運営要領においては、指定施術機関は被保護者の申請に基づき、被保護者の希望を聴取の上、福祉事務所が選定することとなっていることから、被保護者の希望及び治療の必要性について十分審査し、適宜、嘱託医と協議しながら、より近隣の施術機関で対応が可能な場合は治療を行う指定施術機関の変更等について対応してまいります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>
<p>33</p> <p>生活支援課</p>	<p>IX 出産扶助について 3 結果 上記3つのケースではそれぞれ自己負担が発生しているが、ケース3にあっては通常分娩にもかかわらず7万円の自己負担が発生している。各ケースで条件はそれぞれ異なるかと思うが、生活保護者に対して出産時に10万円近くの負担を強いることがはたして生活保護法の趣旨に沿うものかどうか疑問が残る。生活保護法が保護者の出産を前提としていないのか、出産扶助算定基準が現状に合っていないのか、又は高額な報酬を請求する医療機関を選定しているのか等今後の検討課題である。</p> <p>健康保険に加入している人は、健康保険が効かない出産や妊娠にかかる費用による家計への負担を軽減するための制度である出産育児一時金として、健康保険組合等から42万円を受け取ることができる。この制度と比較しても、現状の生活保護者の出産に関する負担は大きいと考えられ、自己負担を極力無くす方向で検討すべきであると思われる。</p>	<p>対応状況</p>	<p>生活保護者の場合、国民健康保険に加入していないため、出産育児一時金42万円の給付はありませんが、出産扶助基準額及び入院料等を扶助することで出産費用に対応することとなっており、本市においては、病院の一般病棟に6日間入院した場合の入院費等を含めた出産扶助額は553,650円（平成28年度）であり、平成28年度の正常分娩（病院）における全国の平均的な出産費用（公益社団法人国民健康保険中央会統計資料）が511,652円となっていることから、生活保護者であれば自己負担は発生しないものの、国民健康保険加入者であれば91,652円の自己負担が発生することとなっております。</p> <p>その一方で、今回のケース3のように通常分娩の場合は、各医療機関で自由に診療報酬を設定することが可能であり、全ての医療機関に対応できるような出産扶助基準に至っていない現状においては、受診した医療機関によっては生活保護者であっても自己負担が生じることがあります。</p> <p>なお、ケース3における自己負担額の内訳は、出産扶助基準額50,840円、入院料13,300円、衛生材料費6,072円であり、最も自己負担額が大きいのは出産扶助基準額となっておりますが、厚生労働省は平成29年度より出産扶助基準額を増額改定しており、平成30年度においては平成28年度と比較し、扶助額が37,000円増額されている状況です。</p> <p>また、生活保護受給者においては、妊娠初期から出産後までで最長18ヶ月間、月額平均9千円程度の妊産婦加算が認定され、その他新生児のための被服費が出産時に給付されるなど、出産に要する費用負担の軽減が図られているところであります。</p> <p>平成31年3月27日対応状況報告 市長</p>